

固定資産税の申告・届出を

家屋を取り壊したら届出をしてください

平成30年1月～12月に、家屋を取り壊された場合は、「家屋取り壊し届出書」を税務課へ提出してください。届出書は、市ホームページまたは税務課に設置しています。印鑑を持参し、来庁してください。

家屋の建築や用途を変更したときは連絡してください

家屋には、床面積の大小に関わらず固定資産税などが課税されます。建築確認申請が不要な10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときはご連絡ください。

また家屋の用途は、登記などの情報や新築時の実地調査を基に判断しています。用途を変更したが変更登記を行っていない家屋、未登記家屋についてはご連絡ください。

連絡および届出期限 12月28日(金)まで

市内事業者の皆さまへ

平成31年度償却資産(固定資産税)の申告をしてください

前年度に申告された人には、申告書類を12月中に送付します。新規に申告される場合は、申告書類を送付しますのでご連絡ください。

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人が事業に使用している償却資産に対しても課税されます。

この償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における資産の状況を申告することが義務付けられています。

申告期限 平成31年1月31日(木)まで

問 税務課 ☎(582)1115 ㊟(583)9738

65歳以上の障害者控除対象者認定申請を受け付

障害者手帳の交付を受けていない人でも、市が交付する障害者控除対象者認定書を提示することで、本人または扶養者は、確定申告で障害者控除を受けることができます。

対 市内に住所を有する65歳以上で、認定を受けたい年の12月31日現在、次のいずれかに該当する人

- ① 知的障害者に準ずる障害がある人
- ② 6カ月以上寝たきりの人
- ③ 身体障害者(1～6級)に準ずる障害があり、障害者手帳申請中の人

申 執務時間中に左記へ申し込み。申請書は左記に設置。

他

- ・ 申請後、認定書発行までに2週間程度かかります。
- ・ 確定申告の必要がない人や、すでに障害者手帳の交付を受けている人は、認定申請は不要です。

問 長寿政策課

☎(584)5474
㊟(581)0203

危機管理課からお知らせ 消防団応援の店を募集しています

地域を挙げて、消防団を応援するとともに、消防団活動に対する理解の促進を目的として、消防団応援の店に登録していただける事業所を募集しています。

登録いただいた事業所は、消防団員カードの提示があれば、団員や家族に対してサービスを提供いただけます。

メリット

お店のイメージアップ、集客拡大や新規顧客獲得につながります。

サービス例

購入金額の割り引きや粗品進呈など

登録方法

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送またはファクスで県消防協会へ申請してください。申請書は危機管理課や消防署に設置。または県消防協会ホームページからダウンロード。

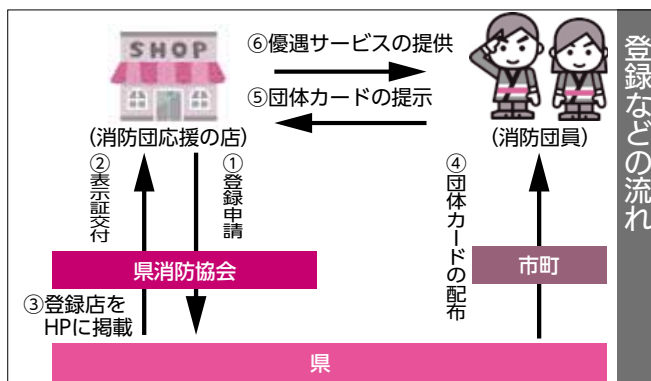
※登録後、県消防協会から消防団応援の店表示証(ステッカー)を送付。

他・県ホームページなどで登録

店舗の情報を掲載します。



問 520-0044
大津市京町四丁目3-28
県消防協会
☎(522)1965
㊟(526)1039



登録などの流れ
・ 対象店舗など詳しくは県消防協会へお問い合わせください。